

鳥取県告示第349号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成21年度以降における鳥取県営住宅の水道及び下水道の施設の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
特定非営利活動法人パーソンズサポート
- 2 委託期間
平成21年4月1日から平成24年5月31日まで